

## 国立大学法人豊橋技術科学大学における公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針

(平成29年6月21日制定)

国立大学法人豊橋技術科学大学（以下「本法人」という。）における公的研究費は、その大部分が国民の貴重な税金を原資としており、本法人における様々な活動は、社会の信頼と負託によって支えられています。

その公的研究費の不正使用は社会からの信頼等に反する行為であり、公的研究費の管理については本法人の責任において適正に行わなければなりません。

本法人は、公的研究費の不正使用根絶に向けて、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るため、次のとおり公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を定めます。

1. 不正使用防止対策に関する責任体制を明確化し、学内外に周知・公表する。
2. 公的研究費に係る事務処理に関する職務権限及びルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識の向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正を発生させる要因の把握と、その要因に対する具体的な不正防止計画を策定し、実施する。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが機能するシステムを構築し、公的研究費の適正な運営、管理を行う。
5. 公的研究費の使用に関するルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
6. 公的研究費の適正な運営、管理のため、実効性のあるモニタリング体制を整備し、恒常的かつ組織的な牽制機能の構築及び強化を図る。